

東大安環第 77 号  
令和 2 年 9 月 7 日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号  
氏名 国立大学法人東京大学  
学長 五神 真

### 東京大学原子炉に係る廃止措置計画変更届出書

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の八第 1 項の規定に基づき、下記の通り、東京大学原子炉に係る廃止措置計画に係る軽微な変更を届け出ます。

#### 記

#### 一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立大学法人 東京大学  
住 所 東京都文京区本郷七丁目3番1号  
代表者の氏名 学長 五神 真

#### 二 工場又は事業所の名称及び所在地

名称 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻  
所在地 茨城県那珂郡東海村白方白根2の22

#### 三 変更に係る事項

別紙 1 のとおり、令和元年 9 月 25 日付け原規規発第 1909255 号をもって承認を受けた東京大学原子炉に係る廃止措置計画の一部を別紙 2 のとおり変更する。

#### 四 変更の理由

東京大学原子炉の核計装設備の一部である起動系用核分裂計数管については、これまで炉心に中性子源を挿入することで、その検認を行ってきたが、廃止措置の進捗に伴い、従前の方法での検認ができなくなり、目視確認による検認が必要となった。検認時の作業者の被

ばくを低減させるために、廃止措置の第 1 段階で当該核分裂計数管を貯蔵庫に戻すことができるようにする。

本変更については、現在、東大原子炉が廃止措置のために永久停止と同様の措置を取っており、また、既に炉心から濃縮金属ウラン燃料体を取り出され、それに伴い核計装起動系設備も停止していることから、廃止措置の実施に伴う保全上の支障はない。よって、本変更を軽微な変更として届け出る。

## 五 変更日

令和 2 年 8 月 27 日

以上

## 変更承認の経緯

申請（一部補正申請）の年月日及び番号	承認年月日及び番号
(申請) 平成24年6月29日 東大安環第75号 (一部補正) 平成24年8月2日 東大安環第108号	(承認) 平成24年8月24日 24文科科第366号
(概要) 初版	
(申請) 平成25年8月28日 東大安環第121号 (一部補正) 平成26年2月3日 東大安環第245号	(承認) 平成26年2月21日 原管廃発第1402201号
(概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料体の切断手順に関して、被ばく低減を目的とした切断工程の見直し変更。</li> <li>・小片化燃料を収納した収納缶の保管場所に関して、熱中性子柱設備を新たに追加変更。</li> <li>・ウラン切粉の高回収を目的とした回収方法の見直し変更（蒸留法）。</li> <li>・廃止措置計画書第1段階における集団被ばく実効線量の評価を見直し。</li> <li>・劣化ウラン燃料の処分方法において、ウラン切粉の回収方法及び収納方法を高濃縮ウラン燃料体の取扱いに準拠することを明記。</li> </ul>	
(申請) 平成31年3月28日 東大安環第163号 (一部補正) 令和元年7月17日 東大安環第75号	(承認) 令和元年9月25日 原規規発第1909255号
(概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正による対応。</li> <li>・濃縮金属ウラン燃料の譲渡先の変更に伴う見直し。</li> <li>・濃縮金属ウラン燃料の切断作業と切粉回収作業工程の見直し。</li> <li>・中核燃料体の主要FP核種等放射能の再評価。</li> <li>・構造・被覆材の放射化評価について説明追記。</li> <li>・炉心及び炉心近傍設備・機器に対する放射化について、廃止措置終了確認までに再評価することを明記。</li> <li>・廃止措置期間中の維持すべき設備及び設備解体の有無について見直し、廃止措置段階毎</li> </ul>	

及び全期間を通じての管理方法について追記。

- ・廃棄物搬出時期の明記。

東京大学原子炉に係る廃止措置計画変更届出書 前後比較表

届出前	届出後	理由
<p>5.3 第1 段階（燃料体の国内外譲渡及び核燃料物質の使用施設の設備への管理替えと永久停止措置）</p> <p>第1 段階では、最終的な炉の運転停止（2011 年3 月11 日）を機に既に継続している残存放射能の減衰のためのクーリング期間を経て、燃料体の処分と原子炉の永久停止措置を行う。この段階では、燃料体及び永久停止措置に係る制御棒設備以外の施設・系統・設備等の解体は行わず、廃止措置の進捗に合わせて設備・機器等の性能を維持する範囲を定める。</p> <p>安全管理上、特に、燃料体の払出し及び管理替えが終了するまでは、遮へい及び核物質防護のための設備の性能については、これまでと同様に維持する。</p> <p>第1段階に入り、先ず、制御棒駆動機構の駆動モータの取外しと駆動ロッドの固定措置を行って、全制御棒駆動機能の停止措置を行った。</p>	<p>5.3 第1 段階（燃料体の国内外譲渡及び核燃料物質の使用施設の設備への管理替えと永久停止措置）</p> <p>第1 段階では、最終的な炉の運転停止（2011 年3 月11 日）を機に既に継続している残存放射能の減衰のためのクーリング期間を経て、燃料体の処分と原子炉の永久停止措置を行う。この段階では、燃料体及び永久停止措置に係る制御棒設備以外の施設・系統・設備等の解体は行わず、廃止措置の進捗に合わせて設備・機器等の性能を維持する範囲を定める。<b>ただし、核計装用検出器のうち、起動系用核分裂計数管は、濃縮金属ウラン燃料体を炉心集合体から取り外した後で、核燃料物質の使用施設の設備として、貯蔵庫に戻す。</b></p> <p>安全管理上、特に、燃料体の払出し及び管理替えが終了するまでは、遮へい及び核物質防護のための設備の性能については、これまでと同様に維持する。</p> <p>第1段階に入り、先ず、制御棒駆動機構の駆動モータの取外しと駆動ロッドの固定措置を行って、全制御棒駆動機能の停止措置を行った。</p>	<p>廃止措置の第 1 段階で起動系用核分裂計数管を核燃料物質の使用施設の貯蔵庫に戻すことができるようにするため。</p>
<p>5.4 第2段階（解体と解体廃棄物としての仕分け及び放射性廃棄物の保管管理）</p> <p>第2段階は、第1段階の永久停止措置の完了後から、仕分</p>	<p>5.4 第2段階（解体と解体廃棄物としての仕分け及び放射性廃棄物の保管管理）</p> <p>第2段階は、第1段階の永久停止措置の完了後から、仕分</p>	

<p>けした放射性廃棄物（雑固体廃棄物を除く）の廃棄開始前までとする。なお、解体廃棄物の仕分けによりNR廃棄物と分類されたものについては、第2段階から随時搬出で、廃棄する。</p> <p>この第2段階で行う施設分類別の解体内容と解体廃棄物の仕分けについて以下に述べる。</p> <p>5.4.1 解体内容 (中略)</p> <p>4) 計測制御系統施設 中性子源駆動設備本体及び本系統施設に係る炉室～制御室間のケーブルを除くすべての設備を解体対象とする。<b>(核計装用検出器のうち、起動系用核分裂計数管は、使用施設の設備としての貯蔵庫に戻す。)</b> 集積保管解体物の保管場所は、管理区域内のものにあつては、原子炉室とし、その他の区域のものにあつては、原子炉制御室とする。</p>	<p>けした放射性廃棄物（雑固体廃棄物を除く）の廃棄開始前までとする。なお、解体廃棄物の仕分けによりNR廃棄物と分類されたものについては、第2段階から随時搬出で、廃棄する。</p> <p>この第2段階で行う施設分類別の解体内容と解体廃棄物の仕分けについて以下に述べる。</p> <p>5.4.1 解体内容 (中略)</p> <p>4) 計測制御系統施設 中性子源駆動設備本体及び本系統施設に係る炉室～制御室間のケーブルを除くすべての設備を解体対象とする。集積保管解体物の保管場所は、管理区域内のものにあつては、原子炉室とし、その他の区域のものにあつては、原子炉制御室とする。</p>	<p>記載の適正化</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------